

## 平成30年関川村議会5月(第3回)臨時会議会議録(第1号)

### ○議事日程

平成30年5月16日(水曜日) 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第 3号 平成29年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
  - 第 4 報告第 4号 専決処分の報告について(平成29年度関川村一般会計補正予算(第11号))
  - 第 5 報告第 5号 専決処分の報告について(平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
  - 第 6 報告第 6号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)
  - 第 7 議案第49号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第1号)
  - 第 8 議案第50号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
  - 第 9 議案第51号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)
  - 第10 議案第52号 財産の取得について(除雪ドーザ)
  - 第11 議案第53号 財産の取得について(除雪ドーザ)
  - 第12 議員派遣
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 3号 平成29年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 4 報告第 4号 専決処分の報告について(平成29年度関川村一般会計補正予算(第11号))
- 第 5 報告第 5号 専決処分の報告について(平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 第 6 報告第 6号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)
- 第 7 議案第49号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第50号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第51号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第52号 財産の取得について(除雪ドーザ)
- 第11 議案第53号 財産の取得について(除雪ドーザ)

第12 議員派遣

---

○出席議員（9名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君
5番	鈴	木	万寿夫	君	7番	高	橋	正	之	君
8番	菅	原	修	君	9番	伝		信	男	君
10番	平	田	広	君						

---

○欠席議員（1名）

6番 高橋忠夫君

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君					
副	村	長	宮	島	克己	君				
教	育	長	佐	藤	修	一	君			
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君		
税	務	会	計	課	長	板	越	昌	生	君
住	民	福	祉	課	長	佐	藤	充	代	君
農	林	観	光	課	長	野	本		誠	君
建	設	環	境	課	長	高	橋	賢	吉	君
教	育	課	長		熊	谷	吉	則	君	

---

○事務局職員出席者

事	務	局	長	河	内	信	幸
主		任		石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。6番、高橋忠夫さんから欠席の届け出がありました。定足数に達していますので、これより平成30年関川村議会5月臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、伊藤敏哉さん、10番、平田 広さんを指名します。

---

日程第2、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年3月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第3、報告第3号 平成29年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（近 良平君） 日程第3、報告第3号 平成29年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

本日、臨時会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様からお忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございました。

最初にお諮りいたします報告第3号は、平成29年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額についてであります。平成29年度予算のうち、平成30年度に繰り越して執行するものについて地方自治法同施行令の規定に基づきまして報告するものでございます。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） おはようございます。

それでは、報告第3号 平成29年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてご説明申し上げます。

お手元の資料、報告第3号の次のページをめくっていただきまして、ごらんいただきたいと思えます。

5款1項農業振興総務費572万5,000円、これにつきましては、担い手農家への機械導入補助で全額県補助事業でございます。3月に補正を行いました、県からの交付がおくれたことから繰り越すものでございます。

その他につきましては3月補正で説明したとおりであります、いま一度また説明をさせていただきます。

5款1項県営土地改良事業負担金は女川地区圃場整備事業で、国の補正予算による事業費増によるものでございます。5款2項林道整備事業費は林道山田川線舗装工事分、そして6款1項観光施設整備費はスキー場電源ケーブル工事分、7款2項道路橋梁維持費は消雪パイプ更新事業に伴う舗装工事分、7款2項道路橋梁整備事業費は消雪パイプ更新事業分、国の補正予算による事業費増によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4、報告第4号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第11号））

日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））

○議長（近 良平君） 日程第4、報告第4号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第11号））と日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第4号及び報告第5号は専決処分についての報告でございます。

報告第4号は平成29年度関川村一般会計補正予算、報告第5号は平成29年度関川村国民健康保険

事業特別会計補正予算であり、それぞれ決算を見越しての精査を行ったものでございます。詳細につきましては所管の総務課長、住民福祉課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 報告第4号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第11号））につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ8,000万円減額しまして、50億7,700万円とするものであります。

なお、今回3月30日付の専決処分でございますが、内容としましてはおおむね事業費の確定または実績に基づく補正でございます。今ほど村長のほうから説明がありましたとおり、決算を迎えるに当たりまして最後の補正ということで減額と精査をしているものでございます。

なお、1点のみ説明をさせていただきます。22ページの歳出2款1項7目25節ふるさと応援基金、これにつきましては1年分を取りまとめまして678万9,000円を積み立てるものでございますが、件数は89件でございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 報告第5号 専決処分の報告について（平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,700万円とするものでございます。国民健康保険事業会計につきましても、決算を見越しまして予算を精算するものでございます。

1点説明させていただきたいと思いますが、208ページをごらんいただきたいと思います。歳出予算のほうでありますけれども、給付費、保険給付費等の減額に伴いまして、9款基金積立金1項基金積立金給付準備基金積立金へ1,000万円を積み立て、将来の給付費等の保険給付費に要する費用に充てる財源とするものでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

初めに、報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

○議長（近 良平君） 日程第6、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第6号は、損害賠償の額の決定と和解に関する専決処分につきまして報告をする案件でございます。除雪で道路に穴があき、ここを通行した車両に損害を与えたものでございます。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 説明に入ります前に訂正をお願いいたします。この第6のめくってめくって損害賠償の額の決定及び和解についてという用紙の中の2の（1）、この中で「関川村は。」で、これ丸といえますか句点になっておりますけれども、これは読点に訂正をお願いいたします。

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）につきましてご説明を申し上げます。

損害賠償につきましては、去る3月24日、スキー場に至る村道九ヶ谷郷4号線上で除雪によりできた道路上のホットポール、こちらを通行した車両のタイヤ及びホイールに損傷を与えたもので、修理費が確定し、和解が成立しました。過失割合は7対3で和解が成立しました。村長専決処分事項の指定第2項により専決を行ったものでございます。総額は7万6,680円で、村は全国町村会総合賠償保険を利用しまして5万3,676円を支払うものです。

なお、支払いにつきましては、議案第49号 関川村一般会計補正予算（第1号）でこちらを可決いただいた後に執行を予定してございます。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。今ほどの説明の中で過失割合が7対3というご説明を伺いました。7が関川村で3が相手方でいいのかなというところのお答えをいただきたいのと、その過失割合の根拠になっているところ、もしおわかりになる範囲でお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 過失割合7対3は、村が7割、相手方が3割ということでございます。この和解につきましては、先ほど申し上げました町村会の総合賠償保険、こちらの会社のほうで相

手方とのやりとりで決まったものでございます。3というのは、とまっていればゼロなんだろうけれども、通行という形で安全を確認する義務が車を運転している場合ございますので、その割合が3だというふうに解釈しております。以上です。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。この事故が起こる前にこの穴があいているということは確認できなかったのか。事故が起きるまでこの穴がわからなかったのか。それと、場所は具体的にどの辺なんですか。道路は4号線と書いてありますけれども、場所はどの辺で。その2点について説明をお願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 確認をしてございませんけれども、雪解け時期ということで、実際雪が解けてきた後の状況でございますので、前もってこちらが確認して、それで放置したというような事例ではございません。あくまでもそこを通った方のほうでそういったのがあったということで今回賠償させていただいたものであります。

場所につきましては、先ほど申し上げましたスキー場から下ってきて沼のほうにおりてきますけれども、その中間ぐらいというふうに聞いております。以上です。

○議長（近 良平君） いいですか。これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

日程第7、議案第49号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第1号）

日程第8、議案第50号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9、議案第51号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第7、議案第49号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第1号）から日程第9、議案第51号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第49号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第1号）は、知事選挙の執行、コミュニティ助成額の確定、それと関川診療所医療機器の購入に伴う補正でございます。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。

また、議案第50号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第51号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）は、診療所の備品購入に伴う補正であります。詳細につきましては住民福祉課長から説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第49号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出をそれぞれ2,140万円増額しまして、47億8,340万円とするものであります。

歳出から説明いたします。

10ページをお開きください。

2款1項1目22節交通事故等保証料5万4,000円につきましては、先ほど申し上げました全国町村会総合賠償保険の保険料でございます。

7目19節村づくり総合推進事業補助金は、宝くじ助成で上関コミュニティ、こちらから申請がございましたエアコン等の整備、こちらの補助が確定しまして計上をするものでございます。なお、補助率は100%でございます。

続きまして、10ページ、11ページにつきましては、県知事選挙に伴う予算を計上したものでございます。

12ページ、4款1項1目28節診療所特別会計繰出金は、診療所の備品としましてエコー、レントゲン読み取り装置、こちらの購入に要する繰出金でございます。

7款2項2目11節修繕料は、昨年の冬の大雪によりまして道路等の補修料の増によるものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

第2表地方債補正につきましては、関川診療所の今ほど申し上げましたエコー、レントゲン読み取り装置、こちらの整備を過疎対策債で対応するもので、限度額を720万円、過疎対策債に追加するものであります。

次に、8ページ、歳入をごらんください。

14款3項1目4節選挙費委託金は、県知事選挙事務委託金でございます。

18款1項1目1節前年度繰越金、これにつきましては、今回補正の財源とするものでございます。

19款6項2目1節コミュニティ助成事業交付金、歳出で説明しました宝くじ助成の確定に伴いまして、250万円を追加計上するものでございます。

細々節の71共済金受け入れ5万4,000円は、損害賠償保険金でございます。

9ページをごらんください。

20款1項2目1節関川村診療所医療機器整備事業債は、先ほど7ページのほうで説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を

説明させていただきます。

概略は村長から説明がありましたとおり、診療所医療機器の購入に伴う補正でございます。

当初予算でレントゲンの画像読み取り装置を計上しておりましたが、今回はエコーを購入したいということで予算計上させていただきました。この財源は一般会計で過疎債を借りていただき、その分を国保会計を通して、診療所会計へ繰り入れさせていただくものでございます。

206ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の7款諸支出金2項繰入金直営診療施設勘定繰入金ということで830万円を計上させていただきました。これは直診勘定へ繰り出すためのエコー購入分とレントゲンの購入に充てる過疎債分を合わせまして830万円でございます。

この財源といたしまして、205ページをごらんいただきたいと思います。4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金2節の特別交付金で、108万円を県の補助金ということでエコーの分を計上させていただいております。

6款繰入金直診勘定施設繰入金1目直診勘定施設繰入金1節の直診勘定施設繰入金でございますが722万円、これは一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、議案第51号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,470万円とするものでございます。

これは医療機器を購入するためということで予算計上させていただきました。

305ページをごらんいただきたいと思います。

1款施設費1項施設管理費1目一般管理費、備品購入費でございますが、超音波画像診断装置購入費500万円、エコーの購入でございます。

前のページ、304ページをごらんいただきたいと思います。

財源といたしましては、2項の事業勘定繰入金1目事業勘定繰入金1節事業勘定繰入金ということで、一般会計から国保会計を通して830万円を繰り入れるものです。また、当初予算でレントゲンの画像読み取り装置の財源といたしまして、基金からの繰り入れを予定しておりました330万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） これより質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第49号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第1号）について質疑を許します。質疑はありますか。3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 済みません。その後のやつです。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 10ページの総務費、総務管理費の7目村づくり総合推進事業補助金のご説明がありました。ちょっと聞き漏らしたかもしれませんので、どの地域の何をというのをもう一度お願いいたします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 上関コミュニティのほうからの申請で、施設のほう、上関のセンターだと思いますけれども、そちらのほうにエアコン等の設置を予定しております。当初、100万円を計上してございましたので、不足分250万円を今回補正させていただくものでございます。以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許します。質疑はありますか。3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。29年度途中、2月初旬だったと思うんですが、太田先生が退職前に休暇に入られてから代理の診療の先生が週に1回の診察を一月ちょっと続けられたわけですね。4月に入って、平田先生が赴任されてから、村民が非常に、興味があるのか新しい先生なのか、また、村出身の先生だということなのか、かなりの村民の方が診療所に向かわれているという話を聞きまして、4月末に私は2度ほど先生に挨拶に伺ったんですけれども、1分くらいしかお会いする時間をとっていただけなかったと。その後、連休前までかなりお忙しい時間で、診療時間後もずっと診察を続けられているという話を伺って、村民の方がすごく診てもらって安心できると、やっぱりこれから近くだし診療所に行きたいという声をいっぱい私も聞いていました。そうい

った中でこういった、どうしても必要な機器の購入というのは必要ですし、早急にやっていかなければならないことなんだろうなと思っております。

そこで、4月中のデータで、対昨でもいいですし、3月からとの比較でもいいんですけども、どのくらいの診療所に向かわれている方がふえているのかという数字をもしつかめていましたら教えていただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 累計のデータはちょっと持ってきていなかったんですけども、1日平均しますと4月から平均25人前後となっております。前年度と比べますとそんなに人数は変わりはありませんけれども、平田先生の場合は皆さん一人一人全部診察をされて、薬だけの処方というのはしない方針ですという話をされております。前任の太田先生の場合は、1回診察をし、薬だけ欲しいという患者さんにはそれに応じて薬だけを出していたということもございましたので、1日の診察されている平均人数はそんなに変わらないんですけども、診療費、料金についてはかなり倍以上の金額になっているのを確認してございます。4月だけでなく、5月の連休明けにつきましても4月と変わらず診療されている方は同じくらいいらっしゃいます。以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）について質疑を許します。質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 305ページに備品購入費ということで超音波画像診断装置購入とございますが、先ほどエコーというご説明がありましたけれども、そのエコーという機械は今まであったもの

の更新なのか、それとも全くの新規に購入されるのか。その使い道というか、平田医師がどのような目的といたしますか、ないから新規の導入なんでしょうけれども、こういうところに力を入れたいとか何かそういう意図があつてのことだと思ふんですけれども、そのあたりでわかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） まず、エコーにつきましては10年以上前に購入したものがございます。前任の太田先生は一切使っていらっしゃらなかったということでございまして、今使おうと思えばちょっと無理があるという状況でございます。ですので、更新ということでございます。

エコーの使い道でございますけれども、平田先生からは、超音波の検査につきましては、エックス線の被曝がなく、MRIでの閉所恐怖症や金属制限もない安全な検査でありまして、第2の聴診器とも表現されるように、リアルタイムで心臓、肺、腹部臓器のみならず甲状腺や軟部腫瘍及び筋骨格系の神経の診断的評価が可能であり、また、血管や胸腔などの神経ブロックのような手技をより安全に行うために標準的に準備することが提唱されておりまして、診療上必要な機器でありますので、ぜひ導入をお願いしたいということでもあります。以上です。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 私も内容が同じなので結構です。

○議長（近 良平君） わかりました。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10、議案第52号 財産の取得について（除雪ドーザ）

日程第11、議案第53号 財産の取得について（除雪ドーザ）

○議長（近 良平君） 日程第10、議案第52号及び日程第11、議案第53号、財産の取得についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第52号と第53号は、財産の取得についての議案でございます。

平成30年度の予算に計上しております除雪機械の更新について、早期に発注をする必要があるため、このたび入札を執行いたしました。既に仮契約が済んでおり、議会の議決をいただき、その後本契約にいたしたいと存じます。詳細につきましては総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第52号 財産の取得について（除雪ドーザ）につきましてご説明申し上げます。

議案第52号は、除雪ドーザ14トン級の購入であります。入札は指名競争で去る4月25日に執行しております。指名した4社のうち1社が辞退いたしまして、コマツカスタマーサポート株式会社関越カンパニー、合資会社坂町重機工業、ロジスネクストユニキャリア株式会社新潟支店の3社による競争でありました。落札業者は合資会社坂町重機工業でありまして、予定価格に対する落札率は88.92%でありました。

次に、議案第53号は、除雪ドーザ11トン級の購入であります。こちらにつきましても14トン級と同様でありまして、コマツカスタマーサポート株式会社関越カンパニー、合資会社坂町重機工業、ロジスネクストユニキャリア株式会社新潟支店の3社による競争でありました。落札業者は合資会社坂町重機工業で、予定価格に対する落札率は86.97%でありました。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第52号の質疑を許します。質疑はありませんか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 10番、平田です。この機械のメーカーというのはコマツとか三菱とかあるんですけども、どこのメーカーの機械なんですか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 機械のメーカー。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） メーカーということではなくて、仕様書で入札しておりますので、国の仕様で除雪機械何トン級であればこういう仕様書がありますよと。だからメーカー指定ではございません。（「どこのメーカーで入ってくるかまだわからないわけだ」の声あり）そうですね。

(「それもわからない」の声あり)仕様書でやっているという。それはメーカーのほうで。

○議長(近 良平君) 2番、伊藤さん。

○2番(伊藤敏哉君) 今のご説明に関連してちょっとお聞きしたいんですけれども、以前そういうオペレーターの方に聞いたところ、メーカーによって操作方法が若干違うような重機もあるということに聞いたことがあるんですけれども、そうすれば国の指針ということであればそういうメーカーがどこであっても操作方法は同じということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(近 良平君) 建設環境課長。

○建設環境課長(高橋賢吉君) 仕様書にはそこまではちょっと資料になくて申しわけないんですけれども、ある程度の仕様というのは枠がありまして、その中におさまっていれば、例えば操作方法についてはそのメーカーのやり方もありますし、ただ大まかな仕様書というのはそこまで限定していないと思います。

○議長(近 良平君) 5番、鈴木さん。

○5番(鈴木万寿夫君) 鈴木です。この14トン級とか11トン級というのはどれくらいの違いがあるものなんでしょうか。その辺ちょっと教えていただきたいんですが。トン級という。

○議長(近 良平君) 建設環境課長。

○建設環境課長(高橋賢吉君) 今、資料がちょっとないんですけれども、排土板の幅とかと、あと、今まで13トン級というのがあったんですけれども、排ガス規制でちょっと重くなったと。要は重量の関係でございます。以上ですけれどもよろしいでしょうか。

○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。失礼しました。もう一回。じゃあ9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。今、メーカーは決まっていないという話があったんですけれども、例えばさっきの指名業者の3社の中に多分コマツという名前も入っていたと思うんですけれども、例えばコマツという会社が落札すればおのずからコマツの機械に決まっていたわけですね。今回まずその坂町重機ということで、どっちでもいろいろなメーカーが選ばれるということなんだけれども、その辺は考慮はしていないですか。例えば、指名業者を選ぶにしても、コマツだったらコマツに決まってしまうし、三菱が入れば三菱で決まってしまうと思うんですよね。今回、その坂町重機だからどっちでも選べるというので、そういう指名入札であれば入札する会社も選定しなければならないと思うんですけれどもね、初めから。メーカーも決まってしまうような形になってしまうから。そのコマツとか三菱という名前のメーカーの名前は入札には入れないと、そういう形になると思うんですけれども、その辺についてちょっと。

○議長(近 良平君) 建設環境課長。

○建設環境課長(高橋賢吉君) 最初の入札案内をする上で、どここのメーカーというのはしないわけですね。仕様書で。一応予定価格を決める上で何社かから、例えばコマツとかCATとかそう

いったメーカーから見積もりをいただきます。メーカーから、要は仕様書でこういった国の仕様でこういう仕様に合う機種の見積もりをいただきます。それで、入札の際はこの仕様書に基づくもので入札してくださいと。メーカー指定はしていないわけですね。入札される方は自分の会社の取引のあるメーカーのもので入札するわけですので公平性があるというふうに考えております。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、議員派遣

○議長（近 良平君） 日程第12、議員派遣について議題といたします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思います。なお、変更があった場合は、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、日程第12、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時40分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員